

第42回北但行政事務組合議員協議会会議録

平成19年2月6日(火)

開会 午前11時2分

会議に出席した議員(19名)

1番	香美町	山本賢司	2番	香美町	吉田範明
3番	豊岡市	綿貫祥一	4番	豊岡市	稲垣のり子
5番	豊岡市	梅谷光太郎	6番	豊岡市	岡谷邦人
7番	新温泉町	岡本和雄	8番	新温泉町	小林一義
9番	豊岡市	門間雄司	10番	豊岡市	椿野仁司
11番	豊岡市	福田嗣久	12番	豊岡市	古池信幸
13番	新温泉町	田中要	14番	新温泉町	宮脇諭
15番	香美町	柴田幸一郎	16番	香美町	浜上勇人
17番	豊岡市	升田勝義	18番	豊岡市	森井幸子
19番	豊岡市	青山憲司			

会議に出席しなかった議員(なし)

議事に関係した事務局職員

事務局長	片	山	正	幸
書記	原		重	喜
書記	長	谷	川	幹
				人

議事日程

- 第1 北但行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 北但行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第3 会議録のホームページ掲載について
- 第4 その他

議事順序

1. 開 会
2. 北但行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
3. 北但行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について
4. 会議録のホームページ掲載について
5. その他
6. 閉 会

開会 午前11時02分

議長（青山憲司） ただいまから第42回議員協議会を開会いたします。

まず、北但行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議会議務局長の説明を求めます。

事務局長（片山正幸） 先日郵送させていただきました議員協議会資料を見てください。そのまず1ページをごらんください。

北但行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてということで、これは委員の選任方法等を変更するためということでのかがみになっております。

なお、提出者等につきましては、ご了解いただけた後に通例であれば議会運営委員さんそれぞれのお名前をこちらの方に書かせていただきます。

改正内容ですけれども、4ページをごらんください。

委員の選任です。第3条、現行では「議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名する」。これを改正案では、「議会運営委員及び特別委員の選任は、議長の指名による」という改正をしようとするものです。

さらに17条においては、地方自治法のところを改正案では以下「法」というということで、「以下「法」という」をつけ加えようとするものです。

さらに第25条ですが、委員長は「職員をして」というところを「職員に」という用語の訂正をするものです。さらに2項ですが「前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する」ということを第2項でさせていただきます、さらに第3項では「前2項」の記録はということで、ここで「前2項」を改正するものでございます。

この改正ですが、地方自治法の改正がもとになっておりまして、それを受けて関係したところを改正しようとするものです。

それで地方自治法の改正の方をご説明させていただきます。10ページをごらんください。

このたびの地方自治法の改正の中において、会議規則並びに委員会条例の改正に係るものが10ページからずっと順次並んでおります。関係するものは全部で7項目あるようです。

まず、1項目めですが、10ページの一番上です。専門的知見の活用ということで1件あります。さらに2番目、 ですが、議長の臨時会招集請求権の付与。さらに11ページですけれども、 ですが、常任委員会への所属制限の撤廃。1枚おめくりください。12ページの ですが、議長による常任委員の選任。13ページ中段の ですが、常任委員会の議案提出権。さらに15ページをごらんください。 ですが、議会運営委員会及び特別委員会の、これは議長の選任の部分です。さらに として会議録の作成等ということで、ここで電磁的記録を認めるということの自治法の改正がありまして、その中でこのたびの委員会条例では15ページの 番、議会運営委員会及び特別委員会のところ です。改正自治法を朗読させていただきます。

第109条の2、3号ですが、前項の規定にかかわらず閉会中においては議長が条例で定めるところ

により議会運営委員を選任することができる。5号では、前条第5項から第9項までの規定は議会運営委員会について準用する。さらに今度は第110条です。3号、前項の規定にかかわらず、閉会中においては議長が条例で定めるところにより特別委員を選任することができる。5号では、第109条第5項から第8項までの規定は特別委員会について準用するということです。これは要は常任委員会です。これを特別委員会でもやろうということで、常任委員会での改正文を見てください。12ページです。なぜこういう改正になったかということが12ページの下段から説明されてます。

制定の趣旨。改正前では、法第109条に基づき常任委員は、ここはもう議会運営委員会及び特別委員と読みかえてください、会期の始めに議会において選任する必要があると規定されていることから、閉会中において補欠選挙で当選した議員は直ちに委員として委員会活動に参加することができなかつた。13ページ、この欠点を補い、当選後直ちに議会の実質的な審査機関である委員会の委員となるようにしたのが今回の改正でございます。

留意事項ですが、法律上明記されているのは閉会中における常任委員、ここは議会運営委員及び特別委員ですが、の選任については、委員会条例で規定すれば議長権限により選任ができることである。ゆえに、明記された改正法だけに基づく閉会中における議長による委員選任を行う場合は、ただし書きで例外を規定すればよい。しかし、委員会条例ではさらに一歩進めて、国会法第42条における衆議院規則第37条または参議院規則第30条の解釈と同様に法律上議会の議決を必要としていても、規則で定めれば議長権限で会期中といえども常任委員を選任することができるという解釈を総務省が示す予定とされているため、これを採用し、この結果、委員会条例で規定すれば開会中でも閉会中でも議長権限により委員の選任を行うことができるという規定としたということで、先ほどの委員会条例の第3条の改正はこういう理由で議長の指名によるというふうにさせていただいたものでございます。

さらに、会議録の作成のところでは今度は15ページをごらんください。改正自治法の方です。第123条ですが、議長は、事務局長または書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面または電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）という。以下この条及び第234条第5項において同じ）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、または記録させなければならない。第2号ですが、会議録が書面をもって作成されているときは、議長または議会において定めた2人以上の議員がこれに署名しなければならない。1枚おめくりください。16ページです。会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、議長及び議会において定めた2人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名にかわる措置をとらなければならない。議長は、会議録が書面をもって作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもって作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面または当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む）を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならないという改正法がございましたので、このたび電磁的記録でも会議録としていけるように改正するものでございます。

留意的事項なんですけれども、17ページの中段でございます。会議録を現状の冊子によるものから電磁的記録にすることが規定上いつでもできるように両論を併記する形で会議規則及び委員会条例の改正を行った。ただし、会議録の電磁的記録を行う予定が当面ない場合はあえて会議規則及び委員会条例の改正は行わずに、現状の規定のままで特に問題はないということですが、このたび改正するに当たってはもう今後のことを考えて、電磁的記録を併記しようとするものでございます。

また議案の方へお戻りください。3ページですけれども、この条例は公布の日から施行するということで、公布したらすぐ施行する内容で提案をしていただければと思います。また、提出日ですが、提出してもよいということであれば、今度の2月14日に追加議案で議員提出第1号議案として提出いただければと思います。以上です。

議長（青山憲司） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

6番、岡谷邦人議員。

岡谷邦人議員 今の説明で、閉会中において補欠選挙という該当するような事例があるのかなと。北但の議会で補欠選挙というの、これについて具体的にちょっとお聞かせください。

議長（青山憲司） 議会事務局長。

事務局長（片山正幸） 失礼します。北但における補欠選挙ということはございませんが、北但に選任いただく各市町の議員さんにおかれましては、1年または2年の申し合わせでかわられることがございます。直近ではこの5月に香美町の選出された4名の議員さんが2年任期でかわられる可能性がございます。そのときにこの委員会条例を改正させていただければ、議会運営委員の選任を議長の権限でできると。すぐ次の議運においてその香美町のかわれた議員が議員として活動することができるという事例がございます。

議長（青山憲司） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長（青山憲司） 質疑がないようですので、説明どおり議員提出第1号議案として2月14日に議会へ提出することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 異議なしと認めます。よって、議員提出第1号議案を提出することに決定いたしました。

続いて第2、北但行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

事務局長（片山正幸） 失礼いたします。今度は5ページをごらんください。議員提出の第2号議案です。北但行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則制定についてということです。こちらの提出理由は、会議録の電磁的記録等に対応するためという理由で提案するものでございます。

改正内容ですけれども、8ページをごらんください。新旧対照表です。

第28条においては、「職員をして議員に」というところを用語の訂正で「職員から議員に」という改正をするものです。

さらに第77条ですけれども、会議録に「記載する」ところを会議録に「記載し、又は記録する」。ここが電磁的記録の場合は記録ということになりますので、記録するという改正内容です。

さらに第78条ですが、署名議員ですが、会議録に署名する「議員は」のところを「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」というところを追加しようとするものでございます。

さらに第95条ですが、109条の2「第3項」のところを「第4項」に、自治法の関係規定がかわりますので、ここを4項に改正しようとするものでございます。

会議規則の方は、その電磁的記録でも対応するようにということが主な改正内容でございます。以上です。

議長（青山憲司） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

12番、古池信幸議員。

古池信幸議員 電磁的記録、よもやと思うわけではありますが、このごろコンピューターにいろんなウイルスが入るとか、あるいは他のコンピューターから攻撃が来るとかというようなことがありまして、大切な記録がなくなってしまうというようなこと、これらについての防御策というんですか、そういうようなことは考えておられますでしょうか。

議長（青山憲司） 議会事務局長。

事務局長（片山正幸） 失礼いたします。今現在の北但の会議録につきましては、当然文書で保管いたしております。将来的な話ですけれども、将来的にその電磁的記録という格好で会議録を保存するに当たりましては、一つにはウイルスが入らないようにそのコンピューター単独で設置をする。すなわち外部のインターネットから入らないような格好でコンピューター内に電磁記録を保存するという方法をとればそういうウイルス等の感染は考えられませんので、そういう方法が考えられます。以上です。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

6番、岡谷邦人議員。

岡谷邦人議員 109条の2第3項を4項に改める。これは条項の繰り下げということでこう変わるということですか。ちょっと古いんかと思いますが、18年版の自治法を見ると3項が議会運営に関する調査権ということと、この分でいくと4条が議会運営委員会は109条を準用すると。3項から4項、5項、6項を準用するということになってるんですが、単純にこれ条項の繰り下げと。中に入るから繰り下げになるということで、同じという考え方でいいんですかね。その辺の説明がないもんでわかりませんでしたから。

議長（青山憲司） 議会事務局長。

事務局長（片山正幸） 申しわけありません。説明が不足しておりまして申しわけなかったです。こ

れは第109条の2の第3項に新たな内容が入ってくるために項が下がったためです。具体的には15ページをごらんください。中段のところで、先ほどの議会運営委員会及び特別委員会の改正自治法のところで第109条の2の のところに「前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより議会運営委員を選任することができる」と。これが1項入り込んでしまったために今まで第3項であったものが第4項に繰り下がったため、このたびの会議規則ではここを第109条の2の第4項に変えようとするものでございます。以上です。

議長（青山憲司） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長（青山憲司） 質疑はないようですので、説明どおり議員提出第2号議案として2月14日に議会へ提出することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、議員提出第2号議案を提出することに決定いたしました。

続いて第3、会議録のホームページ掲載についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

事務局長（片山正幸） 失礼いたします。本日朝方お配りしました、定期監査並びに事務監査結果報告書というのを本日机上にお配りいたしておりますが、その2ページ目の下段、一番最後のところですが、監査委員さんから要望事項をいただいております。朗読させていただきます。

平成18年6月、北但行政事務組合のインターネットホームページを開設し、組合の事業概要、一般廃棄物処理基本計画概要、循環型社会形成推進地域計画概要、整備方針検討委員会の開催状況等の情報提供が行われているが、議会会議録については開示されておらず、ホームページ上での早期掲載を検討されたいという要望事項をいただいております。それで先日の議会運営委員会においては、17年4月1日以降の会議録をホームページに掲載してはどうかということで意見が出ておまして、本日皆様方に17年4月1日以降の会議録をホームページに掲載してもいいかご協議をお願いするものでございます。

今現在データとしては持っておりまして、掲載するに当たっては1会期ごとずらっと、べた文みたいになりますが、そうやって掲載することは可能です。よろしくお願いいいたします。

議長（青山憲司） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 質疑はないようですので、説明どおり会議録をホームページへ掲載することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、会議録をホームページへ掲載することに決定いたしました。

以上で第42回議員協議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時17分